

専門職養成と学校教育

—戦後日本における法曹養成と法学教育をめぐって—

堀 有喜衣（お茶の水女子大学大学院）

1. 日本の法曹養成の特徴と問題設定

日本の大学教育が多くホワイトカラーにとって就職後の技能形成に有効に機能していないといいう批判はしばしばなされる。もっともこれらの批判はおもに、大学時代の専門とは関連性を持たない職に就くホワイトカラーに限られた批判であり、これらの職業に比べると、専門職の場合は制度面においても内容面においても教育と職業の結びつきが強いと考えられている。もっとも典型的な職業は医師であろう。医師の免許を得るには制度上医学部での教育を受けることが獲得要件の一つとなっており、また内容面においても、多くの者が医学部で学んだ教育内容と関連の深い職（医師）に就く事になる（橋本 1996）。したがって医師は、教育と職業の結びつきが制度的にも内容的にも非常に強い職業であると位置づけられる。医師の場合、このように教育と職業の結びつきが強い養成形態は、日本だけでなく、多くの先進諸国に共通する傾向である。

このような医師の養成形態に対して法曹の場合、その養成形態の基本型は【法学教育+実務訓練+資格試験】というものであるが、この一連の過程における学校教育の比重は国によって異なっている。

例えば戦後GHQの占領下において司法改革が行われた際に、日本の法曹養成に強い影響を与えたとされるアメリカの場合、法曹養成の中心をになっているのはロースクールである。ロースクールとは「大学院レヴェルに位置する法曹の養成を専門的に行う機関」（小林 1991）であり、主に3年間を要する。ロースクールを終了した後司法試験を受験し、合格すると資格を得ることができるというものであり、州によって差はあるものの合格率は高い。

しかしアメリカの法曹養成は、はじめから学校教育であるロースクール中心であったわけではない。19世紀半ばまでは自学学習と弁護士事務所での見習によって勉強した後に、やさしい司法試験に臨むというのが通例であった。アメリカの法曹養成が徒弟的な教育からロースクールに移ったのは19世紀末である。これはロースクール自

体の努力もさることながら、アメリカの専門職団体である American Bar Association がロースクールに対して法学教育の改善を求めるとともに、ロースクールを弁護士資格付与の要件とするよう各方面に働きかける事によって実現した（三日月 1965）。それゆえ現在アメリカの法曹養成制度は、内容的には学校教育が法曹養成を目的に教育を行い、制度的にも大学院レヴェルでの学校教育が義務づけられている養成形態、つまり「学校教育優位型」であるといえるだろう。したがってアメリカの法曹の場合であれば、制度的にも内容的にも教育と職業が強く結び付けられていると捉える事ができるのである。

これに対して近年法曹養成における法学教育の役割が大きく変化したイギリスにおいてはどうであろうか。イギリスの法曹は、パリスターとソリシタに分かれしており、基本的に養成形態は全く異なる。けれども近年の法曹養成形態の変化には共通点が認められる。

イギリスにおいては 1960 年代まで大学教育は法曹養成過程の一部に十分に組み込まれてはいなかった。この段階では大学卒業は求められてはいなかつたし（当時ソリシタの場合 40%）、大学での法学教育と実務とは全く乖離していたといわれている（田中 1969）。

しかし法曹養成における大学法学部の役割は、大学大衆化を背景として、強力な大学側代表をメンバーとしたオームロッド委員会の提案以降大きく変わったという。現在は、パリスターは法学教育+実務教育、ソリシタは法学教育+法律学校（1年）+実務修習（2年）となっている（松島 1991）。

法曹養成における法学教育の役割の変化は次の 2 点にまとめられる。第一に、法学士号を得ることが標準的なルートとされたこと、もし法学部を経なかったなら、転向課程という法学教育を受けねばならないこと。第二に、専門職団体が承認した一部の学校は、法律学校課程（法学教育+法律学校）を免除されていることである。依然として法曹養成制度の主導権を握っているのはもちろん専門職団体だが、イギリスにおいても制度的に法学部を経ることが必要となっているだけでなく、内容面での関連の強化も進められているという

(田中 1982・住吉 1998)。

以上のように、アメリカとイギリスの法曹養成制度の素描から、これらの国々においては、概して法曹養成において制度的にも内容的にも法学教育が大きな役割を果たしている、あるいはそのような方向に向かいつつあることがわかる。つまりこれらの国々は法曹の場合も、教育と職業を強く結び付ける方向に進んでいると捉える事ができるのである。

しかしながら我が国の法曹養成に目を移してみると、専門職養成において学校教育は大きな役割を果たしていない、という共通の認識構図があるようと思われる。これは制度上法曹養成において法学教育を受けることが必須となっていないという制度的な面だけでなく、法曹養成を担うのはもっぱら司法研修所であり、法曹養成における学校教育の比重が低いという内容面も含んだ認識である。このように日本の法曹養成において教育と職業の結びつきが弱いことは、次のような問題を生み出したと指摘されてきた。

第一に、能力の浪費が挙げられる（法務省 1991）。現在の大学の法学教育程度では司法試験合格は難しく、合格するためには卒業後何年かが司法試験のためだけに無職で勉強し続けることが必要となっているために、同年代の若者が順調に職業生活を始めている時期に、大学卒業後の何年も試験合格のためだけに費やされることになってしまっている。

第二に、法曹の技能形成上の非効率性である（安部 1962）。何年も受験勉強を続けることは多少受験生の法律知識を増加させるかもしれないが、どれだけ法律知識の深化や法的思考力の養成に役立つかは疑問である。またこのような受験勉強によって学生が一般教養や他の社会科学の素養に欠けることとなったり、本来実務を担うべき司法研修所にしわよせがおよんでいる。また司法研修所は年齢の高い者は一般的に修習の効果が上がらないと考えており、試験勉強でいたずらに年を重ねることは司法修習上非効率的である（臨時司法制度調査会事務局 1964）。

第三に、法曹のリクルートの偏りを招いている事である（鈴木 1979）。大学卒業後に受験勉強に専念できるのはある程度豊かな家庭の子女に限られるため、現行の制度では合格者が特定の階層に偏ってしまうという危険性をはらんでいる。

このような問題を抱えつつも、戦後日本において教育と職業の結びつきが弱い法曹養成形態が成立した要因は、法学部が戦後急速に拡大を遂げたのに対して、法曹人口がそれほど増えなかつたという点に求められてきた（代表的なものとして斎

藤 1985）。けれどもこのような理解は、法曹養成のありようを高等教育拡大の視点から理解するに留まっており、法曹養成と法学教育の関係それ自体については未検討のままである。そもそも法曹養成そのものの中において、法学教育がどのように扱われていたのかについては視野に入れられていないのである。確かに法学部の大衆化という高等教育側の事情は無視できないにしても、それだけで法曹養成における法学教育の位置づけの相違を説明する事はできない。実際イギリスでは、法学部を経たすべての者が法曹にならなくとも、法曹養成における法学教育の比重を高めようとする動きが生まれている。既に指摘したような問題をはらみつつも現在の日本の法曹養成形態が成立したのは、我が国固有の要因が存在したからであると考えられるのである。

そこで本稿は戦後日本における法曹養成のありようがどのような経緯で形成されてきたのか、そこにおいては学校教育はどう位置づけられていたのかを中心に考察を進めていく。当日の発表においては、学校教育の比重が低いとされる我が国の法曹養成形態の成り立ちについて、現在の形態が成立した戦後まもなくから特に問題化された昭和40年代前半までの時期を取り上げ、I. 導入期：戦後—昭和 33 年、II. 確立期：昭和 34 年—40 年代前半に便宜的に分類し、法曹養成における法学教育の位置づけについて解明することを試みる。

2. 導入期：戦後—昭和 33 年（当日配布）
3. 確立期：昭和 34 年—40 年代前半（当日配布）
4. 考察（当日配布）

（発表は当日配布のレジュメにそって行います。）

主な参考文献

- 安部怨（1962）「法律家の養成—日本における法曹教育」『法曹時報』14（6）
- 法務省（1991）『法曹養成制度改革』
- 三日月章（1965）『各国弁護士制度の研究』有信堂
- 臨時司法制度調査会（1962—64）『臨時司法制度調査会議議事録』
- 斎藤諦淳（1965）「かわりゆく法学部」『法学教室』
- 住吉博（1998）『学生はいかにして法律家となるか』中央大学出版会
- 田中英夫（1973）『英米の司法』東京大学出版会